## うるま市教育委員会 障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日

| 機関名       | うるま市教育委員会                        |
|-----------|----------------------------------|
| 任命権者      | うるま市教育委員会教育長                     |
| 計画期間      | 令和2年4月1日から令和5年3月31日(3年間)         |
| うるま市教育委員会 | うるま市教育委員会においては、令和元年度の障害者法定雇用率が未  |
| における障がい者雇 | 達成であった。このため、令和2年1月から令和2年12月を計画期間 |
| 用に関する課題   | とする障害者採用計画を作成し、積極的な採用活動を行っているところ |
|           | である。                             |
|           | 計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した  |
|           | 障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備が必要であるこ |
|           | とから、本計画を作成する。                    |

## 目標

| (1)採用に関する  | 障がい者である職員の雇用率について、当該年度6月1日時点の法定  |
|------------|----------------------------------|
| 目標         | 雇用率以上を目標とする。                     |
|            | 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理        |
| (2) 定着に関する | 不本意な離職者を極力生じさせないよう、障がい者である職員が安心  |
| 目標         | して働ける環境づくり等を通じて職場定着を図ることを目標とする。  |
|            | 【評価方法】毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を基に、 |
|            | 前年度採用者の定着状況の把握・進捗の管理を行う。         |

| 取組内容                |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 |                                  |
| (1)組織面              | ① 障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。        |
|                     | ② 障害者雇用推進者、人事担当部署の責任者等を構成員とする「障が |
|                     | い者雇用推進チーム」を設置する。障がい者である常勤職員・非常勤  |
|                     | 職員等にも参画を呼び掛け、障害者活躍推進計画の実施状況の点検、  |
|                     | 見直し等を行う。                         |
|                     | ③ 組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、障がい者雇用推進 |
|                     | チーム、障害者職業生活相談員等)を整備するとともに、組織外の関  |
|                     | 係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理したう   |
|                     | え、関係者間で共有する。                     |
|                     | ④ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるた |
|                     | め、定期的に更新を行う。                     |
|                     |                                  |
|                     |                                  |
|                     |                                  |

## (2) 人材面 ① 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定者を含む。)につい ては、沖縄労働局等が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を 受講させる。 ② 障害者が配属されている部署の職員を中心に、沖縄労働局等が開催 する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行 い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に限る)。 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ① 現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担 なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ② 所属長と定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチング ができているのか点検し、必要に応じて対策を検討する。 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 ① 新規に採用した障がい者については、人事評価面談等により必要な (1) 職務環境 措置を講じる。 ② 措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可 能な範囲内において適切に実施する。 ① 採用選考にあたり、障がい者からの要望を踏まえ、面接における手 (2) 募集·採用 話通訳者を配置するなど、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選 定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び重度障がい者の積極的 な採用に努める。 ② 募集・採用のあたっては、以下の取扱いを行わない。 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる ことといった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 4. その他 ① 各関係法律に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切 な支援、配慮に努める。

※ 「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で表記しています。